

重点研究プロジェクトV期 経費区分

(区分別執行可能一覧)

費目	区分 ^{*1}	主な内容	外部委託機関	国内大学・研究開発機関	企業
設備備品・試作品費	設備備品費 ^{*2・3}	・1件10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置等の購入費（汎用品は除く。） 参画企業から購入する場合は、「製造原価証明書」が必要	○	○	○
	試作品費 ^{*2・3}	・1件10万円以上かつ耐用年数が1年以上の試作品等の購入費 参画企業から購入する場合は、「製造原価証明書」が必要	○	○	○
	改造費 ^{*2}	・本プロジェクトで購入した設備備品の改造費	○	○	○
人件費	任期付研究員費	・大学等との雇用関係にある任期付研究員で、当該共同研究に従事したことに伴う労務費 [社会保険等事業主負担分を含む]	○	○ ^{*4}	△ ^{*5}
	研究補助員費	・研究業務の一部を補助する業務に従事する者(研究補助員)の雇用経費 等[社会保険等事業主負担分を含む。]	○	○	○
業務実施費	消耗品費	・取得価格1件、10万円未満の研究・開発に必要な物品(原料、材料又は1年未満のライセンスソフトを含む) ・1件、10万円以上であっても1年未満に消耗、破損が前提であるものは消耗品として扱う ・試作品であっても、1年未満に消耗、破損が前提であるものは消耗品として扱う	○	○	○
	旅費	・研究に係る調整、外部指導、情報収集用務などに要する交通費 等	○	○	○
	諸謝金	・招聘する外部研究者に対する謝金 等	○	○	○
	会議開催費	・会議等を行うための会場使用料	○	○	○
	通信運搬費	・郵便切手、送料など ・電話料(知の拠点あいちに限る)	○	○	○
	印刷製本費	・報告書、印刷物、パンフレット等の作成に必要な経費	○	○	○
	賃借料 ^{*6}	・機器の使用に要する経費(リース、レンタル費用を含む) 等	○	○	○
	雑役務費	・データ分析などの役務の提供(外注)に係る経費 ・本プロジェクトで購入した設備備品の保守、修理、校正及び調整経費、国内外特許出願・PCT出願・国内外意匠出願・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願に要した費用(審査請求費用及び維持費は認めない)	○	○	△ ^{*7}
	研究委託費	(海外大学等参画の場合に関して) 研究開発要素を含む内容に係る経費	×	○	○
	光熱水費	・「知の拠点」内で使用する経費(個別メーター設置分に限る)	○	○	○
消費税相当額	・消費税に関して非(不)課税となる人件費、諸謝金の10%に相当する額	○	○	○	
事務負担金	・設備備品・試作品費、人件費、業務実施費に係る執行合計額の10%を上限	○	○ ^{*8}	○	

- ※1 各区分に係る消費税相当額については、各区分の支出項目とします。
- ※2 研究テーマ参加企業及びその 100%子会社から購入する場合は、同社の利益を排除した原価による購入となります。自社調達の場合も同様です。製造原価証明等の具体的手法は別に定めます。
- ※3 実施期間終了後、県試験研究機関又は研究チーム参画機関による活用可能なものに限りします。
- ※4 本事業の研究に従事するために特任として雇用する労務費のほか、企業の研究者等が大学に雇用され、本事業に従事する場合において、当該共同研究に従事したことに伴う労務費を取り扱います。
- ※5 本事業の研究に従事するために新規に雇用した場合に限りします。
- ※6 事務用パソコンなどの汎用機器については、原則リース等による調達とします。
- ※7 企業の特許出願費用は除外とします。
- ※8 大学等は 20%を上限とします。